

## ○工学院大学転籍に関する取扱い細則

(昭和 59 年 4 月 1 日)

改正

- (1) この細則は、学則第 27 条の規定に基づき学生が在籍する部または学部・学科を変更しようとするときの取扱いについて定める。
- (2) 転部または転学部・転科(以下「転籍」という。)は、本人の出願により収容学生定員に余裕のある場合に、原則として同一学年(進級学年)に限り許可することがある。
- (3) 転籍は学年度初めに限って許可する。
- (4) 転籍を出願する時期は、前年度の 1 月 21 日から 1 月末日までとし、保証人が連署した所定の願書に手数料 500 円を添えて教務課に提出しなければならない。  
ただし、建築学部内 2 年次終了時の転籍においては、手数料を要しない。
- (5) 同一学部内の転籍の許可は学長が当該学部長の意見を聴いて行う。ただし、他学部への転籍の許可については、転籍希望先の学科で適否を審査し、学長が教授総会の意見を聴いて行う。
- (6) 転籍を許可された者の原籍復帰は、1 年以内はこれを認めない。
- (7) 転籍を許可された者は、転籍料 10,000 円を納入しなければならない。  
ただし、建築学部内 2 年次終了時の転籍においては、転籍料を要しない。
- (8) 転籍を許可された者は、所定の様式により既修得単位の再認定願を提出しなければならない。
- (9) 転籍を許可された者の既修得単位の再認定は、教育推進機構および新所属学科が行う。
- (10) 転籍を許可された者に対しては、新学籍の学科、年次の学修規定が適用される。
- (11) この細則の改廃は、学長が教授総会の意見を聴いて行う。

### 附 則

この細則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成 19 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 先進工学部設置に伴う改正。

附 則

- 1 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学校教育法改正に伴う改廃表記の変更。

附 則

- 1 この細則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 同一学部内の転籍に関する改正。

附 則

- 1 この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 グローバルエンジニアリング学部廃止に伴う改正。

附 則

- 1 この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部第 2 部廃止に伴う改正。